

陳情第 9 号

特定開発事業の手續の事務に関する陳情

陳情の趣旨

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例に基づき、特定開発事業については、次の手續きが定められています。

1. 開発事業に対して、構想段階での届出
2. 住民から開発事業者に対して要望書や意見書を提出できる手續

開発事業者は次の資料を配布して、関連住民にこの手續きを説明する義務があります。

配布資料

- (1) 説明会開催案内
- (2) 開発構想の説明を受ける皆様へ
- (3) 開発構想に対する要望書の用紙
- (4) 開発構想の概要

これにより、住民は、開発構想の説明を受けてから 14 日以内に、開発構想に対する要望を開発事業者に提出することができます。

ところが、開発構想届受付番号令和 6 年度第 0119 号の開発事業者は、上記 2. の住民から開発事業者に対して要望書や意見書を提出できる手續に関する説明を怠り、(2)開発構想の説明を受ける皆様へ及び(3)開発構想に対する要望書の用紙の資料も配布しませんでした。

これにより、関連住民は、要望書や意見書を提出できるという本条例の根幹にかかわる手續きを知らされず、これを利用する機会を奪われました。

そしてこの開発業者は上記手續きをしたという虚偽の報告等を行って開発を進めていましたが、市はこの状況を把握していませんでした。

陳情の項目

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例に基づき、要望書や意見書を提出できるという手續きの存在が関連住民に必ず伝わり、利用できる機会が確保されるような、事務を行ってください。

以上

令和7年（2025年）10月3日

宝塚市議会議長 富川 晃太郎 様

陳情者 宝塚市御殿山3-9-14

山 本 淳